

地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での
特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査結果について

平成23年7月29日
中部電力株式会社

1 調査事項

調査対象であるプルサーマルシンポジウム（以下「シンポジウム」という。）において、

- ①当社が影響力を行使しうる者（社員、関連企業等）に対し、何らかの情報提供または要請を行った事実はあるか。また仮にあるとすれば、その内容および方法。
- ②上記①に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無。

2 調査結果

調査の結果確認された事実関係は概ね以下のとおり。

（１）シンポジウム開催情報の提供・共有

シンポジウム開催に関する情報については、原子力部門、広報部門、立地部門等の関係部門に電子メール等で提供され、共有化がなされていた。

（２）原子力安全・保安院からの依頼（７月下旬）

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）から、本店原子力部グループ長に対し、①会場に空席が目立たないように、シンポジウムの参加者を集めること、②質問がプルサーマル反対派のみとならないよう、質問を作成し、地元の方に質問していただくよう依頼すること、という口頭依頼があった。

（３）参加の呼びかけ・依頼（主として８月上旬）

ア 社員に対する参加の呼びかけ

浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）および浜岡地域事務所（以下「地域事務所」という。）では、国が主催する当社のプルサーマルに係るシンポジウムの会場に空席が目立つのは適切でない、一般の方のご意見を聞くことも業務の参考になる、地元の方に参加をお願いしている以上社員も参加すべき等との考えから、社員に参加を呼びかけることは共通認識になっていた。これに加え、保安院から依頼があったこともあり、発電所技術部副長は、発電所内の各課長等に対し電子メールにより、社員に対する参加の呼びかけを依頼した。それを受け、各課長等は、各課員等に対し電子メールや口頭により参加を呼びかけた。また、地域事務所においても、部長等が各所員に対し口頭により参加を呼びかけた。

ただし、あくまでも任意での参加を呼びかけたものであり、各課等への参加人数の割当て、参加者の報告等の強制的な方法は採っていない。

イ 関連企業等への参加依頼

浜岡原子力総合事務所の受注者およびその請負会社（以下「関連企業等」という。）に対しては、地域事務所部長が、平成 19 年 7 月度浜岡原子力総合事務所安全衛生推進協議会（7 月 31 日開催）において、シンポジウムの案内を行うとともに、各社を訪問し、参加の依頼を行った。

* 浜岡原子力総合事務所安全衛生推進協議会

発注者である当社浜岡原子力総合事務所と同総合事務所の関連企業等とが安全衛生に関して協議ならびに相互の連絡、情報共有化を行い、一体となって安全衛生の推進を図るとともに、地域社会との信頼関係のより一層の向上を図ることを目的として設立された協議会。

ウ 地元の方への参加依頼

地域事務所では、部長以下が、地元で開催される当社のプルサーマルに係るシンポジウムであることに加え、保安院から依頼があったこともあって、日頃お付き合いのある地元の方に参加をお願いした。

（４）特定の意見表明の依頼への対応 （８月上旬）

本店原子力部グループ長は、保安院からの依頼を受け、地元の方に発言いただく内容について文案を作成した。

しかし、関係部署で検討した結果、特定の意見を表明するよう依頼することはコンプライアンス上問題があるため、保安院からの依頼には応じられないとの結論に至り、その旨を保安院に報告した。

また、社員、関連企業等については、元々特定の意見を表明するよう依頼することは考えていなかったうえ、保安院からの依頼もなかったため、発言するか否かは各個人の判断に委ねていた。

したがって、社員、関連企業等、地元の方に対し、特定の意見を表明するよう依頼することは行っていない。

なお、地域事務所部長は、地元の方から意見や質問が出された方がよいと考え、10 名程度の方に対し、当社に対する厳しい意見でもよいので、地元の方の正直な思いを発言していただきたい旨を依頼している。

（５）シンポジウム当日

シンポジウム当日に当社関係者（社員、関連企業等、当社が依頼した地元の方）が何名参加したかは把握していない。

なお、シンポジウムでの発言者の中には、当社関係者（社員、関連企業等、

当社が依頼した地元の方) はいなかったことを確認している。

また、当社が事前に作成していた発言内容の文案と一致または類似した発言はなく、文案を使用していないことが確認できた。

3 結 論

(1) 調査事項①「当社が影響力を行使しうる者（社員、関連企業等）に対し、何らかの情報提供または要請を行った事実はあるか。また仮にあるとすれば、その内容および方法」について

○シンポジウム開催情報については、関係部門に電子メール等で提供され、共有化がなされていた。

○発電所の社員については、発電所技術部副長が、発電所内の各課長等に電子メールにより、社員に対する参加の呼びかけを依頼し、それを受け、各課長等が、電子メールや口頭により任意での参加を呼びかけた。また、地域事務所においても、部長等が各所員に対し口頭により任意での参加を呼びかけた。

○関連企業等については、地域事務所部長が、シンポジウムの案内を行うとともに、各社を訪問し、参加を依頼した。

○地元の方については、地域事務所の部長以下が、日頃お付き合いのある方に参加を依頼した。

(2) 調査事項②「上記①に該当する場合、第三者の立場を装って特定の意見を表明するよう要請した事実の有無」について

○そのような事実はない。

以 上

【参考】社内調査概要

1 調査期間

平成 23 年 7 月 14 日～28 日

2 調査体制

コンプライアンス推進会議*事務局（法務部）が、内部監査部門である経営考査室と連携し調査を実施した。その結果については、同推進会議に報告された。

*中部電力グループのコンプライアンスを総合的かつ確実に推進するために設置された機関。社長（議長）、副社長（副議長）、弁護士、労働組合委員長、関係部長で構成されている。

3 調査方法

関連文書の確認、関係者からの聞き取り（対象 49 名）、原子力部門全在籍者等へのアンケート（対象 970 名）*、関連企業等へのアンケート（対象 33 社）*、シンポジウムの録画資料の確認等

*アンケートの回答先は、当社の内部通報窓口である「ヘルプライン」とした。

[調査体制]

